



第144期 定時株主総会招集ご通知

■日 時

2018年6月28日（木曜日）

午前10時

■場 所

東京都中央区京橋1丁目10番7号

K P P 八重洲ビル11階

A P 東京八重洲通り会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご
参照ください。）

■決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締
役を除く。）5名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締
役を除く。）の報酬等の額改定
の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報
酬等の額改定の件

第6号議案 退任取締役（監査等委員である
取締役を除く。）に対し退職慰
労金贈呈ならびに取締役（監査
等委員である取締役を除
く。）及び監査等委員である取
締役に対する役員退職慰労金
制度廃止に伴う打切り支給の
件

第7号議案 取締役等（社外取締役及び監査
等委員である取締役を除
く。）に対する業績運動型株式
報酬等の額及び内容決定の件

国際紙パルプ商事株式会社

目 次

		(招集ご通知添付書類)
招集ご通知		
第144期定期株主総会招集ご通知	2	
議決権行使等についてのご案内	3	
株主総会参考書類		
第1号議案 剰余金の処分の件	5	
第2号議案 定款一部変更の件	6	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	7	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬等の額改定の件	13	
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定 の件	14	
第6号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除 く。）に対し退職慰労金贈呈ならびに取締 役（監査等委員である取締役を除く。）及び 監査等委員である取締役に対する役員 退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の 件	15	
第7号議案 取締役等（社外取締役及び監査等委員であ る取締役を除く。）に対する業績運動型株 式報酬等の額及び内容決定の件	17	
		事業報告
I 企業集団の現況に関する事項	22	
II 会社の株式に関する事項	31	
III 会社役員に関する事項	33	
IV 会計監査人の状況	40	
V 業務の適正を確保するための体制等の整備について の決議の内容の概要	41	
VI 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	44	
連結計算書類	45	
計算書類	48	
監査報告	51	
		株主総会会場ご案内略図

株主各位

2018年6月8日

東京都中央区明石町6番24号

国際紙パルプ商事株式会社

代表取締役 社長執行役員 CEO 田辺 円

第144期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。厚く御礼申しあげます。

さて、当社第144期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年6月27日（水曜日）午後5時15分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

① 日 時	2018年6月28日（木曜日）午前10時	
② 場 所	東京都中央区京橋1丁目10番7号 KPP八重洲ビル11階 AP東京八重洲通り会議室 (末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)	
③ 目的事項	報告事項 1. 第144期（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第144期（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件	
決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	定款一部変更の件
	第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
	第4号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件
	第5号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件
	第6号議案	退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈ならびに取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
	第7号議案	取締役等（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

- * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- * 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト (<http://www.kppc.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- したがいまして、本招集ご通知添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- * 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kppc.co.jp>) に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出ください。**（ご捺印は不要です。）

日 時 2018年6月28日（木曜日）午前10時

場 所

**東京都中央区京橋1丁目10番7号
KPP八重洲ビル11階 AP東京八重洲通り会議室**

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

当日ご出席の場合は、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2018年6月27日（水曜日）午後5時15分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、4頁をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

行使期限 2018年6月27日（水曜日）午後5時15分まで

<インターネットによる議決権行使のご案内>

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）議決権行使サイトはパソコンまたはスマートフォン、携帯電話からご利用いただけます。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイヤーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によってはご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話からの議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2018年6月27日（水曜日）の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部ヘルプデスク
電話**0120-173-027** (受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定した配当を継続して実施するとともに、将来の積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保に意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭といたします。
株主に対する配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 8円 総額 532,699,584円
剰余金の配当が効力を生じる日	2018年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2013年の役付執行役員制度の導入をはじめ、経営の活性化と効率化を図るべくガバナンス体制の改革に取り組んでまいりました。取締役会による経営の意思決定の透明性の確保及び監査機能の強化を推し進め、コーポレートガバナンス体制の強化を図るため、現行定款第19条につきまして取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数を10名以内から7名以内に減少させるものであります。

また、併せて和暦表記を西暦に改め、分かりやすい定款とするものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(員数) 第19条① 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、<u>10</u>名以内とする。 ② (条文省略)</p> <p>変更履歴 平成11年10月1日 制定 <u>平成14年6月25日</u> 変更 <u>平成15年6月24日</u> 変更 <u>平成18年6月27日</u> 変更 <u>平成18年10月1日</u> 変更 <u>平成19年10月1日</u> 変更 <u>平成25年1月1日</u> 変更 <u>平成25年6月25日</u> 変更 <u>平成26年6月27日</u> 変更 <u>平成27年6月26日</u> 変更 <u>平成29年6月29日</u> 変更 </p>	<p>(員数) 第19条① 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、<u>7</u>名以内とする。 ② (現行どおり)</p> <p>変更履歴 <u>1999年10月1日</u> 制定 <u>2002年6月25日</u> 変更 <u>2003年6月24日</u> 変更 <u>2006年6月27日</u> 変更 <u>2006年10月1日</u> 変更 <u>2007年10月1日</u> 変更 <u>2013年1月1日</u> 変更 <u>2013年6月25日</u> 変更 <u>2014年6月27日</u> 変更 <u>2015年6月26日</u> 変更 <u>2017年6月29日</u> 変更 </p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会による経営の意思決定の透明性の確保及び監査機能の強化を推し進め、コーポレートガバナンス体制の強化を図るため3名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	田辺 円	代表取締役 社長執行役員CEO	再任
2	栗原 正	代表取締役 専務執行役員	再任
3	赤松 一郎	取締役 常務執行役員	管理統括本部長
4	西村 邦敏	取締役 上席執行役員	管理統括本部副本部長（経営企画本部、IT業務統括本部担当）
5	生田 誠	取締役 上席執行役員	グローバルビジネス統括本部長

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	 <p>たなべ まさかず 田辺 円 (1949年3月19日生)</p> <p>取締役会への出席状況 18回／18回（100%）</p>	<p>1971年4月 旧株式会社大同洋紙店入社</p> <p>1997年7月 旧大永紙通商株式会社営業推進事業本部開発営業本部長</p> <p>2002年4月 当社営業推進営業本部長</p> <p>2004年6月 当社取締役 営業推進営業本部長</p> <p>2006年5月 国紗襯紙漿紙張商貿（上海）有限公司董事長（2013年4月退任）</p> <p>2006年6月 当社常務取締役 営業推進営業本部長 兼 アジア室長</p> <p>2008年6月 当社専務取締役 営業推進営業本部長、リサネット営業本部管掌</p> <p>2009年4月 当社専務取締役 経営企画本部、営業推進営業本部、リサネット営業本部、新規事業開設準備室管掌</p> <p>2012年4月 当社専務取締役 経営企画本部、営業推進営業本部、開発営業部、リサネット営業部管掌</p> <p>2012年6月 当社代表取締役副社長 社長補佐、開発営業部、リサネット営業部管掌</p> <p>2013年1月 当社代表取締役副社長 社長補佐、製紙原料事業本部統括、開発営業部管掌</p> <p>2013年4月 当社代表取締役副社長 社長補佐、製紙原料事業本部統括、海外事業本部、開発営業本部管掌</p> <p>2013年6月 当社代表取締役社長</p> <p>2015年6月 当社代表取締役社長執行役員CEO 現在に至る</p>	70,000株

【取締役候補者とした理由】

営業推進営業本部長や経営企画本部管掌、営業推進営業本部管掌、製紙原料事業本部統括、開発営業本部管掌を歴任するなど、豊富な業務経験と実績を有し、中期経営計画を着実に遂行する上で必要な強いリーダーシップと決断力を備えております。以上のことから、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 再任	 くりはら 栗原 正 (1955年8月20日生) 取締役会への出席状況 18回／18回 (100%)	<p>1979年4月 旧大永紙通商株式会社入社 2008年4月 当社 本社営業推進営業本部副本部長 2009年4月 当社 本社営業推進営業本部長 2012年4月 当社執行役員 名古屋支店長代理 2013年6月 当社上席執行役員 名古屋支店長代理 2014年4月 当社上席執行役員 名古屋支店長 2014年6月 当社取締役常務執行役員 名古屋支店長 2015年4月 当社取締役常務執行役員 中部支店長 2015年6月 当社取締役上席執行役員 中部支店長 2016年4月 当社取締役上席執行役員 国内営業統括本部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員 国内営業統括本部長 2017年6月 当社代表取締役専務執行役員 全社営業統括兼国内営業統括本部長 現在に至る </p>	30,000株

【取締役候補者とした理由】

営業推進営業本部長や名古屋支店長代理、中部支店長、国内営業統括本部長を歴任するなど、豊富な業務経験と実績を有しており、中期経営計画を着実に遂行する上で必要な強いリーダーシップと決断力を備えております。以上のことから、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 再任	 <p>あかまつ いちろう 赤松 一郎 (1955年3月15日生) 取締役会への出席状況 18回／18回（100%）</p>	<p>1978年4月 旧大永紙通商株式会社入社</p> <p>2005年4月 当社東京本店新聞出版営業本部副本部長</p> <p>2008年4月 当社理事 東京本店新聞出版営業本部長</p> <p>2011年6月 当社取締役 東京本店新聞出版営業本部長</p> <p>2012年4月 当社取締役 大阪支店長代理</p> <p>2013年4月 当社取締役 印刷・情報用紙営業本部長</p> <p>2013年6月 当社取締役常務執行役員 全社営業統括補佐、印刷・情報用紙営業本部長</p> <p>2013年10月 当社取締役常務執行役員 全社営業統括補佐、開発営業本部担当、印刷・情報用紙営業本部長</p> <p>2014年4月 当社取締役常務執行役員 全社営業統括補佐、本店営業統括本部長</p> <p>2014年6月 当社常務取締役 全社営業統括補佐、本店営業統括本部長</p> <p>2015年4月 当社常務取締役 グローバルビジネス統括本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役常務執行役員 グローバルビジネス統括本部長</p> <p>2018年4月 当社取締役常務執行役員 管理統括本部長</p> <p>現在に至る</p>	50,000株

【取締役候補者とした理由】

新聞出版営業本部長や大阪支店長代理、印刷・情報用紙営業本部長、本店営業統括本部長、グローバルビジネス統括本部長を歴任し、その豊富な業務経験と実績を踏まえ、現在では、管理統括本部長として、経営環境の整備等にリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	 にしむら くにとし 西村 邦敏 (1954年1月18日生) 取締役会への出席状況 18回／18回 (100%)	<p>1977年4月 旧服部紙商事株式会社入社</p> <p>2003年8月 同社管理本部副本部長兼経理課長</p> <p>2004年7月 同社取締役 管理本部長</p> <p>2005年7月 同社常務取締役 管理本部長</p> <p>2006年10月 当社取締役 総務本部長</p> <p>2009年4月 当社取締役 統合管理本部副本部長</p> <p>2010年4月 当社取締役 内部監査室長</p> <p>2012年4月 当社取締役 経営監査室長</p> <p>2013年4月 当社取締役 総務・人事本部長</p> <p>2013年6月 当社上席執行役員 総務・人事本部長</p> <p>2016年4月 当社上席執行役員 新システム準備室、経営企画本部、総務・人事本部管掌</p> <p>2016年6月 当社取締役上席執行役員 新システム準備室、経営企画本部、総務・人事本部管掌</p> <p>2017年4月 当社取締役上席執行役員 経営企画本部、総務・人事本部管掌</p> <p>2018年4月 当社取締役上席執行役員 管理統括本部副本部長(経営企画本部、IT業務統括本部担当)</p> <p>現在に至る</p>	31,000株
【取締役候補者とした理由】			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5 再任	 いくた 生田 誠 (1957年1月5日生) 取締役会への出席状況 13回／13回 (100%)	1980年4月 旧住商紙パルプ販売株式会社入社 2013年4月 当社執行役員 製紙原料事業本部長兼パルプ部長 2014年4月 当社執行役員 グローバルビジネス製紙原料営業本部長 2016年4月 当社上席執行役員 グローバルビジネス製紙原料営業本部長 2017年4月 当社上席執行役員 グローバルビジネス統括本部副本部長 2017年6月 当社取締役上席執行役員 グローバルビジネス統括本部副本部長 2017年10月 当社取締役上席執行役員 グローバルビジネス統括本部副本部長兼グローバルビジネス業務本部長 2018年4月 当社取締役上席執行役員 グローバルビジネス統括本部長 現在に至る	30,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2015年6月26日開催の第141期定時株主総会において、年額370百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、取締役会による経営の意思決定の透明性の確保及び監査機能の強化を推し進め、コーポレートガバナンス体制の強化を図るため取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数の減少に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額330百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名ありますが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第141期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び監査等委員の責務の増大等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額65百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査等委員である取締役の員数は5名であります。

第6号議案

退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈ならびに取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役原 敬三氏、橋 辰彦氏、鉄本哲彦氏の3氏に対して、それぞれ在中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法などは、取締役会の協議にご一任願いたいと存じます。

また、退任される取締役原 敬三氏、橋 辰彦氏、鉄本哲彦氏の3氏は、本総会終結時に引き続き、執行役員に就任する予定でありますので、取締役在任期間に對する退職慰労金は、執行役員退任の時に贈呈したいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 姓	り 名	略 歴
はら 原	けいぞう 敬三	2016年6月 当社取締役上席執行役員 現在に至る
たしばな 橋	たつひこ 辰彦	2015年6月 当社取締役上席執行役員 現在に至る
てつもと 鉄本	あきひこ 哲彦	2017年6月 当社取締役上席執行役員 現在に至る

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2018年5月21日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第3号議案をご承認いただいた場合に再任される取締役（監査等委員である取締役を除く。）田辺 円氏、栗原 正氏、赤松一郎氏、西村邦敏氏、生田 誠氏の5氏及び監査等委員である取締役（常勤監査等委員）亀谷俊則氏、中川裕二氏の2氏、監査等委員である取締役（社外監査等委員）小林敏郎氏、長島良成氏、吉井重治氏の3氏に対して、本総会終結の時までの在任期間に對応する退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内において打切り支給することとし、支給の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

ふ 氏 り が な 名	略 歴
た な べ 田辺 まどか 円	2004年6月 当社取締役 2012年6月 当社代表取締役副社長 2013年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
く りは ら 栗原 ただし 正	2014年6月 当社取締役 2017年6月 当社代表取締役 現在に至る
あ かま つ 赤松 いちろう 一郎	2011年6月 当社取締役 現在に至る
に しむ ら 西村 くにと 邦敏	2016年6月 当社取締役 現在に至る
い く た 生田 まこと 誠	2017年6月 当社取締役 現在に至る
か めた に 亀谷 としのり 俊則	2015年6月 当社取締役（常勤監査等委員） 現在に至る
な かが わ 中川 ゆうじ 裕二	2017年6月 当社取締役（常勤監査等委員） 現在に至る
こ ばやし 小林 としろう 敏郎	2015年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る
な がしま 長島 よしなり 良成	2015年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る
よ し い 吉井 しげはる 重治	2015年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る

第7号議案

取締役等（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、「退職慰労金」で構成されていましたが、役員報酬制度の見直しの一環として、新たに業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。なお、本制度の導入は、第6号議案「退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈ならびに取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」に関し、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

本制度の導入は、役員報酬制度と当社グループ業績との連動性をより明確にし、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、第4号議案において、ご承認頂くことを予定しております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠で、毎事業年度における業績等に応じて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「執行役員」という。取締役と併せて「取締役等」という。）に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役等の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されると5名となります。また、本制度は、執行役員も対象としており（本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は、第3号議案が原案どおり承認可決されると13名となります。）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

また、本議案が原案どおり承認可決されると、取締役等の報酬体系は固定報酬及び変動報酬から構成され、かつ変動報酬の一部を株式報酬とする、業績連動型報酬体系に移行することになります。

本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び当社と委任契約を締結している執行役員
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金銭の上限（下記(2)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> 3事業年度を対象として、合計475百万円 ただし、本年度に実施する本制度については4事業年度を対象として、合計632百万円
取締役等が取得する当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(2)及び(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> 1事業年度当たりに取締役等に対して付与するポイントの総数の上限は本信託に拠出される信託金の上限額である475百万円を3で除した金額を対象期間の開始する月の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）で除して得られる数 ただし、本年度に実施する本制度については、632百万円を4で除した金額を2018年7月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）で除して得られる数 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度の会社業績指標（連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等）の目標値に対する達成度に応じて変動（0～200%の範囲で決定）
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> 退任後

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本制度は、下記の信託期間の延長が行われた場合も含め、原則として中期経営計画の対象となる期間に対応した3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。

ただし、当社は、現在、2017年3月末日で終了する事業年度から2019年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象とする中期経営計画を推進中であるところ、中期経営計画の期間に対応させるため、本年度に実施する本制度については、現中期経営計画の残存期間である2019年3月末日で終了する事業年度及び次期中期経営計画の対象となる2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの合計4事業年度を対象期間とします。

当社は、対象期間ごとに合計475百万円（本年度に実施する本制度については632百万円）を上限とする金銭を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間（本年度に実施する本制度については4年間）の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中毎年、取締役等に付与ポイント（下記(3)に定める。）の付与を行い、取締役等の退任後（取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することができます。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計475百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対する付与ポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与された付与ポイントに相当する当社株式等で交付等が完了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、475百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対する付与ポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、10年間に限り、本信託の信託期間を延長します。

(3) 取締役等が取得する当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）は、以下に定める累積ポイント数に基づき、定まります。なお、1ポイント＝1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、基本ポイント及び付与ポイントを調整します。

取締役等には、信託期間中の毎年6月に、役位ごとにあらかじめ定められた、以下の算定式で計算される基本ポイントに同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

付与ポイントは決算短信において公表する各事業年度の目標値に対する業績達成度に応じて、基本ポイントの0～200%の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標は、連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等とします。業績達成度を評価する指標に連結業績数値を採用することにより、当社グループ全体の業績向上を目指すインセンティブとします。

なお、信託期間中の事業年度（ただし、取締役については、対象期間中の各定期株主総会から翌年の定期株主総会までの各期間とする。）の途中で退任した取締役等（定期株主総会をもって退任する取締役には、当該事業年度（取締役については、直前の定期株主総会から翌定期株主総会までの1年間）にかかる付与ポイントとして、当該事業年度における退任までの在任期間（取締役については、直前の定期株主総会から退任までの在任期間）に応じた基本ポイントがその時点で付与され、定期株主総会をもって退任する取締役に対しては、当該定期株主総会の開催日の直前の定期株主総会から当該定期株主総会までの1年間にかかる基本ポイントに当該定期株主総会の開催日の直前の事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

（基本ポイントの算定式）

役位別に定める基本金額 ÷ 対象期間の開始する月の前月（本年度に実施する本制度については2018年7月）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

（付与ポイントの算定式）

基本ポイント × 業績連動係数

受益者要件を充足する者には、本信託から、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行うものとします。

本信託の信託期間中に取締役等に付与するポイントの総数は、本信託に拠出される信託金を対象期間の開始する月の前月（本年度に実施する本制度については2018年7月）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）で除して得られる数を上限とします。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任後（死亡時を除く。）に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、当該ポイントの70%に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足した取締役等が死亡した場合、死亡後に上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

事業報告 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界的な好景気と円安基調を背景に輸出主導の景気拡大が続き、実質GDPが2017年12月までの8四半期連続でプラス成長となるなど、デフレ脱却に向けて確かな足取りで前進を続けました。また、今年1月には失業率が24年9か月ぶりに2.4%にまで低下し、雇用情勢は継続的に改善しましたが、宿泊・飲食サービス、及び運輸・郵便等の業界では、労働力不足が深刻な状況にあります。昨年11月に発足した第4次安倍内閣は、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪として税や予算などの政策を総動員すると発表しました。このうち、生産性革命は、IoT、ビッグデータ、人工知能による産業構造の変革などを「鍵となる施策」に掲げており、新たなビジネスチャンスの創出が期待されます。

一方、世界経済は、北朝鮮問題やシリア問題などの地政学的リスクを抱えていますが、リーマンショック以降初めての全面的な景気回復局面をたどりました。米国では、保護主義的な貿易政策の影響が懸念されますが、実質GDP成長率が2.6%（2017年10～12月期）と高い水準で推移しました。また、昨年末にトランプ政権が1.5兆ドルに及ぶ過去最大の減税を決定したことから、国内投資や雇用情勢がさらに改善に向かいました。欧州や中国、新興国などにおいても、世界的に景気が回復していることを背景に、輸出部門を中心に景気が堅調に推移しました。

国内紙パルプ業界におきましては、人口の減少や少子高齢化による構造的な変化に加え、出版物や広告の電子媒体へのシフトにより、洋紙の消費は前年割れが続いています。一方、板紙は、Eコマース市場の拡大が段ボール需要をけん引し、前年に比べ増加しました。また衛生用紙は、生活必需品としての底堅い需要に加え、インバウンド需要等も取込み、比較的堅調に推移しました。当業界においても労働力不足は運賃値上げを通して企業業績に影響を与えることが懸念されます。

この様な状況下、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高3,777億14百万円（前期比3.0%増）、営業利益は23億62百万円（同129.2%増）、経常利益は30億86百万円（同177.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は24億33百万円（同9.9%増）となりました。

区分	2014年度 第141期	2015年度 第142期	2016年度 第143期	2017年度 第144期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	387,594	389,678	366,777
経常利益	(百万円)	1,957	1,853	1,114
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		1,126	1,215	2,215

事業別売上高につきましては、次のとおりであります。

国内拠点紙パルプ等卸売事業

**売上高
309,670百万円**

構成比2.0%

前期比増減率0.1%減

紙分野では、需要構造の変化による出版印刷市場の縮小や、広告の電子媒体への移行などが要因となり、販売数量・金額ともに前年割れとなりました。板紙分野では、食料品用途の堅調な伸びや、販路の拡大により、販売金額は増加となりました。製紙原料分野では、古紙は国内販売が堅調に推移し、販売金額が前年に比べ増加しました。パルプは輸入品を中心に需要が伸長したことにより加え、価格の上昇も寄与し、販売数量・金額ともに前年増となりました。



海外拠点紙パルプ等卸売事業

**売上高
66,810百万円**

構成比17.7%

前期比増減率21.0%増

海外紙パルプ等卸売事業に関しては、米国では、段ボール原紙の輸出は伸長したものの、価格問題・供給メーカーの数量確保困難等の理由により塗工紙及びコピー用紙、ならびにブラジル向けの特殊紙等が振るわず、売上高は低調に推移しました。東南アジアにおいては、一部日本メーカーの取扱商品については好調であったものの、成長鈍化に加えパルプの入札が価格面で折り合はず不振となり、売上は伸び悩みました。東アジアにおいては主要得意先への販売が好調で、香港で塗工紙、板紙等全般的に販売が増加すると共に、中国でも上質紙・塗工紙・板紙の販売が拡大しました。豪州においては、上質紙やコピー用紙の取扱増により売上を伸ばしました。



不動産賃貸事業

**売上高
1,233百万円**

構成比0.3%

前期比増減率19.8%減

全国主要都市のオフィスビル市場は、館内増床や拡張移転など底堅いオフィス需要を背景に、平均空室率は低下傾向にあります。また、平均賃料につきましても緩やかな上昇傾向で推移しております。

このような状況下、当社グループでは主力物件の「K P P 八重洲ビル」をはじめ、テナントビルは稼働率を維持しておりますが、一部所有不動産の売却により、賃料収入は減収となりました。



(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は80億92百万円であります。主なものは、本社ビルの土地・建物及び戸田物流センターの土地・建物の取得によるものであります。

(3) 重要な資金調達の状況

当連結会計年度中の設備資金及び運転資金は、自己資金及び借入金ならびにコマーシャルペーパーで賄っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、海外展開の強化や新規事業の立ち上げによる事業ポートフォリオ改革、透明性の高いガバナンスの実現、人材の育成・確保を課題として取り組んでおります。

① 海外展開の強化

当社グループは、長期経営ビジョン『GIFT+1 2024』の中で、特に「Globalization」を重視しております。主力商品である印刷・情報用紙は、依然として内需低迷が続いていることから、収益機会の多様化を進めるため、海外展開の強化を推進しております。中でも成長市場である、中国・東南アジア・インドへの展開が課題と捉えており、現地化と業容の拡大を図っていますが、特に包装関連需要は、経済成長に伴い底堅い需要が見込まれることから、紙・板紙にプラスチック及び製品も含めたトータル・パッケージ分野へ注力しております。プラスチック分野では、既に中国において軟包装印刷事業への投資を行い、同国の環境規制に対応した日本の先進技術を導入する等競争力の強化も進めています。また、インドビジネスの再構築を目的として、新会社設立に向けた準備を進めています。アジアにおける投資機会を継続的に模索していくため、昨年6月にはグローバルビジネス統括本部にグローバルビジネス業務本部を新設し、営業と管理が一体となり機動的に動けるよう組織を改編しております。

② 新規事業の立ち上げ

昨年6月に、「Society 5.0」の実現を目指す「未来投資戦略2017」が閣議決定されました。AI、IoT、ロボットなどを活用した、来たるべき新たな社会においても価値を生み出し続ける企業となるため、次期成長戦略としてシステム開発をベースとしたソフトサービス産業分野への進出を図り、現在3つの案件を進めています。まず1つ目は、ラベル等に印刷可能な感温センサーの開発を目指す「温度管理物流ソリューション事業」です。2つ目は、燃焼効率を最適化するソフトウェアを開発し販売につなげる「バイオマス発電最適化システムソリューション事業」です。そして3つ目が、昨年4月にスタートした「地域包括ケアシステムソリューション事業」です。これらのソリューション事業を通して当社グループは「Society 5.0」の実現に貢献してまいります。

③ 透明性の高いガバナンスの実現

当社グループでは、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、「コーポレートガバナンス・コード」を重視しており、より一層のガバナンスの充実という観点から、新システムの導入準備を進めております。また、アジア地域統括会社のK P P A S I A – P A C I F I C P T E. L T D. の傘下に、豪州大永及びシンガポール大永を再配置し、大永ブラジルを本社の直轄とするなど、海外におけるガバナンスも強化しております。さらに、海外子会社を対象としたグローバル与信会議や、現地管理担当者研修会を継続的に実施し、海外法人の管理体制の強化を図っております。

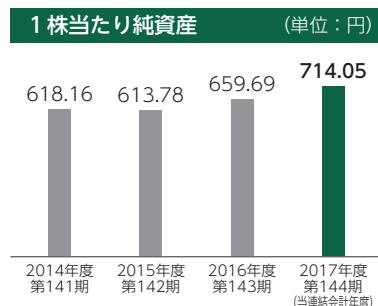
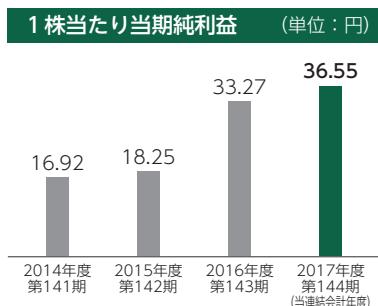
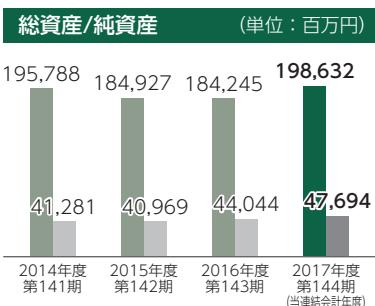
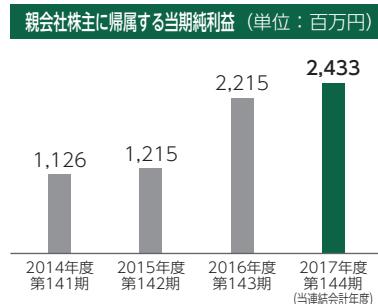
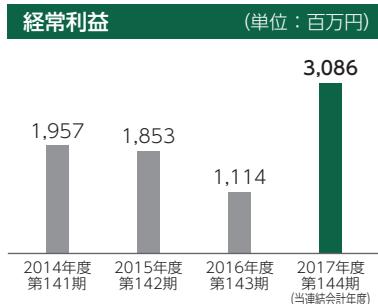
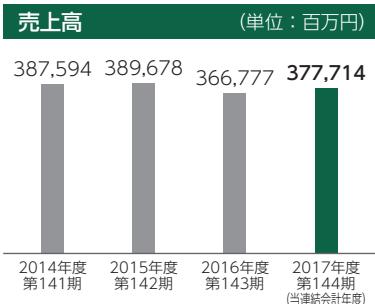
④ 人材の育成・確保

当社グループでは、ダイバーシティをさらに推進するために、継続的に人材の多様化を図っており、国内外のグローバル人材の中途採用や、女性管理職への登用を見据えた女性総合職の採用などにも取り組んでおります。また、昨年4月より開始した社内改革プロジェクトによって、働き方改革につながる業務の効率化を進めております。さらに、Eラーニングを積極的に活用し、「Society 5.0」という新しい環境に対応できる、幅広い知識を基盤とした高い専門性を持つ「T型人材」の育成を進めております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



区分	2014年度 第141期	2015年度 第142期	2016年度 第143期	2017年度 第144期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	387,594	389,678	366,777	377,714
経常利益 (百万円)	1,957	1,853	1,114	3,086
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,126	1,215	2,215	2,433
1株当たり当期純利益 (円)	16.92	18.25	33.27	36.55
総資産 (百万円)	195,788	184,927	184,245	198,632
純資産 (百万円)	41,281	40,969	44,044	47,694
1株当たり純資産 (円)	618.16	613.78	659.69	714.05

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。ただし、自己株式数を発行済株式総数から控除しております。

(2) 当社の事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

区分	2014年度 第141期	2015年度 第142期	2016年度 第143期	2017年度 第144期 (当事業年度)
売上高	(百万円)	333,727	326,876	313,077
経常利益	(百万円)	3,020	2,329	1,774
当期純利益	(百万円)	732	800	2,507
1株当たり当期純利益	(円)	10.99	12.02	37.66
総資産	(百万円)	169,327	159,119	159,621
純資産	(百万円)	38,937	38,564	42,287
1株当たり純資産	(円)	584.74	579.15	635.07
(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。				
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。ただし、自己株式数を発行済株式総数から控除しております。				

(6) 重要な子会社の状況 (2018年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
鳴海屋紙商事株式会社	52百万円	100.0	紙卸売業
大同紙販売株式会社	29百万円	99.7	紙卸売業
九州紙商事株式会社	20百万円	100.0	紙卸売業
岡山紙商事株式会社	50百万円	100.0	紙卸売業
むさし野紙業株式会社	30百万円	100.0	製紙原料加工・販売業
株式会社グリーン山愛	130百万円	60.0	製紙原料加工・販売業
ホウカンTOKYOビジネスサービス株式会社	100百万円	95.0	訪問看護支援サービス業
DAIEI AUSTRALASIA PTY LTD (豪州)	5,000千豪州ドル	100.0 (100.0)	紙卸売業
DaiEi Papers (H.K.) Limited (中国)	1,000千香港ドル	100.0	紙卸売業
DaiEi Papers (USA) Corp. (米国)	6,537千米国ドル	100.0	紙卸売業
DAIEI PAPERS (S) PTE LTD (シンガポール)	9,203千シンガポールドル	100.0 (100.0)	紙卸売業
慶真紙業貿易(上海)有限公司(中国)	1,000千米国ドル	85.0	紙卸売業
KPP ASIA-PACIFIC PTE.LTD. (シンガポール)	10,352千シンガポールドル	100.0	東南アジア地域統括管理

(注) 1.当事業年度末において特定完全子会社はありません。

2.議決権比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しています。

3.2017年4月3日にホウカンTOKYOビジネスサービス株式会社を設立し、当連結会計年度から記載しております。

4.2017年6月30日に当社グループ内における組織再編に伴い、当社が保有するDAIEI AUSTRALASIA PTY LTD (豪州) の全株式をKPP ASIA-PACIFIC PTE.LTD. (シンガポール) に移転いたしました。

5.2018年3月22日に当社グループ内における組織再編に伴い、当社が保有するDAIEI PAPERS (S) PTE LTD (シンガポール) の全株式をKPP ASIA-PACIFIC PTE.LTD. (シンガポール) に移転いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

事業セグメント	事業内容
国内・海外拠点紙パルプ等卸売事業	紙、板紙、紙製品、古紙、パルプ、化成品、紙関連機械、包装資材、その他関連商品の売買及び輸出入
不動産賃貸事業	不動産の賃貸、倉庫業

(8) 主要な拠点等 (2018年3月31日現在)

当社本社 東京都中央区明石町6番24号
当社支店・営業所 関西支店（大阪府）・関西支店（京都府）・中部支店（愛知県）・
九州支店（福岡県）・北日本支店（仙台）（宮城県）・北日本支店（札幌）（北海道）

主要な子会社

(国内)

鳴海屋紙商事株式会社（宮城県）
大同紙販売株式会社（東京都）
九州紙商事株式会社（福岡県）
岡山紙商事株式会社（岡山県）
むさし野紙業株式会社（埼玉県）
株式会社グリーン山愛（東京都）
ホウカンTOKYOビジネスサービス株式会社（東京都）
(海外)

DAIEI AUSTRALASIA PTY LTD（豪州）
DaiEi Papers (H.K.) Limited (中国)
DaiEi Papers (USA) Corp. (米国)
DAIEI PAPERS (S) PTE LTD (シンガポール)
慶真紙業貿易（上海）有限公司（中国）
KPP ASIA-PACIFIC PTE.LTD. (シンガポール)

(注) 2017年4月3日にホウカンTOKYOビジネスサービス株式会社を設立いたしました。

(9) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
956名	△20名

(注) 上記には嘱託及び当社グループ外への出向者計37名を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
665名	△34名	42.3歳	18.3年

(注) 上記には嘱託及び他社への出向者計73名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2018年3月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	10,442
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,307
株式会社三井住友銀行	6,944
農林中央金庫	4,220

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 267,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 67,027,406株 (自己株式 439,958株含む)
- (3) 株主数 916名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
王子ホールディングス株式会社	12,736	19.1
日本製紙株式会社	6,770	10.1
株式会社みずほ銀行	2,857	4.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,625	3.9
株式会社三井住友銀行	2,625	3.9
農林中央金庫	2,625	3.9
国際紙パルプ商事従業員持株会	2,601	3.9
北越紀州製紙株式会社	2,521	3.7
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,180	3.2
三井住友海上火災保険株式会社	1,829	2.7

(注) 1.持株比率は自己株式 (439,958株) を控除して計算しております。

2.株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(5) 新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2018年3月31日現在)

新株予約権の名称	第1回新株予約権				
発行決議日	2014年7月17日				
新株予約権の数	388個 (注1)				
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 (新株予約権1個につき)	388,000株 1,000株			
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない				
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	345円			
権利行使期間	2016年7月18日から 2019年7月18日まで				
行使の条件	(注2)				
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員である取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	104個 104,000株 8名		
	監査等委員である取締役 (注3)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	12個 12,000株 1名		

(注) 1.当社取締役（監査等委員を除く）及び執行役員に割り当てられた時点における総数を記載しております。

2.行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役または執行役員の地位を有していなければならぬ。

ただし新株予約権者が任期満了により退任した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権者の権利行使は認めないものとする。

3.監査等委員である取締役1名に付与している新株予約権は、執行役員の地位を有していた時点に付与されたものであります。

Ⅲ 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2018年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員CEO	田辺 円		
代表取締役 専務執行役員	栗原 正	全社営業統括兼国内営業統括本部長	
取締役 常務執行役員	赤松 一郎	グローバルビジネス統括本部長	
取締役 上席執行役員	西村 邦敏	経営企画本部、総務・人事本部管掌	
取締役 上席執行役員	原 敬三	関西支店長	
取締役 上席執行役員	橋 卓彦	中部支店長	
取締役 上席執行役員	鉄本 哲彦	社長室、財務本部、管理本部管掌	
取締役 上席執行役員	生田 誠	グローバルビジネス統括本部副本部長兼グローバルビジネス業務本部長	
取締役 監査等委員	亀谷 俊則	(常勤)	
取締役 監査等委員	中川 裕二	(常勤)	
取締役 監査等委員	小林 敏郎	(社外)	小林敏郎公認会計士事務所所長
取締役 監査等委員	長島 良成	(社外)	長島良成法律事務所所長
取締役 監査等委員	吉井 重治	(社外)	株式会社IP Bridge代表取締役社長 プリンタブルセンサーコード技術研究組合理事長 一般社団法人環境アスリート協会理事

- (注) 1. 取締役監査等委員 小林敏郎氏、長島良成氏、吉井重治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役監査等委員 亀谷俊則氏、中川裕二氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役監査等委員 亀谷俊則氏は、長年会社の経営企画部門を担当しており、監査等に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役監査等委員 中川裕二氏は、長年会社の管理部門を担当しており、監査等に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役監査等委員 小林敏郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役監査等委員 長島良成氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務等に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外取締役監査等委員 吉井重治氏は、企業経営者であり、高度な知識と経営等に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当事業年度中の異動は次のとおりであります。

①取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
栗原 正	取締役常務執行役員 国内営業統括本部長	代表取締役専務執行役員 全社営業統括兼国内営業統括本部長	2017年6月29日
新井 憲一	取締役上席執行役員 社長室、財務本部、管理本部、グループ経営戦略本部管掌	取締役上席執行役員 社長室、財務本部、管理本部、グループ経営戦略本部担当	2017年4月1日
西村 邦敏	取締役上席執行役員 新システム準備室、経営企画本部、総務・人事本部管掌	取締役上席執行役員 経営企画本部、総務・人事本部管掌	2017年4月1日
鉢本 哲彦	上席執行役員 社長室、財務本部、管理本部、グループ経営戦略本部管掌	取締役上席執行役員 社長室、財務本部、管理本部、グループ経営戦略本部管掌	2017年6月29日
	取締役上席執行役員 社長室、財務本部、管理本部、グループ経営戦略本部管掌	取締役上席執行役員 社長室、財務本部、管理本部管掌	2017年10月1日
生田 誠	上席執行役員 グローバルビジネス統括本部副本部長	取締役上席執行役員 グローバルビジネス統括本部副本部長	2017年6月29日
	取締役上席執行役員 グローバルビジネス統括本部副本部長	取締役上席執行役員 グローバルビジネス統括本部副本部長兼グローバルビジネス業務本部長	2017年10月1日
中川 裕二	顧問 管理本部担当	取締役監査等委員	2017年6月29日

②退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び担当
日置 宗孝	2017年6月29日	任期満了	代表取締役専務執行役員 社長補佐兼全社営業統括
新井 壽一	2017年6月29日	任期満了	取締役上席執行役員 社長室、財務本部、管理本部、 グループ経営戦略本部担当
田中 光	2017年6月29日	任期満了	取締役監査等委員

③2017年6月29日開催の取締役会において、次の8氏が代表取締役及び役付執行役員に選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長執行役員CEO	田辺 円
代表取締役専務執行役員	栗原 正
取締役常務執行役員	赤松一郎
取締役上席執行役員	西村邦敏
取締役上席執行役員	原 敬三
取締役上席執行役員	橘 辰彦
取締役上席執行役員	鉄本哲彦
取締役上席執行役員	生田 誠

9. 当事業年度末日後における異動は次のとおりであります。

①取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
赤松 一郎	取締役常務執行役員 グローバルビジネス統括本部長	取締役常務執行役員 管理統括本部長	2018年4月1日
西村 邦敏	取締役上席執行役員 経営企画本部、総務・人事本部管掌	取締役上席執行役員 管理統括本部副本部長（経営企画本部、IT業務統括本部担当）	2018年4月1日
鉄本 哲彦	取締役上席執行役員 社長室、財務本部、管理本部管掌	取締役上席執行役員 管理統括本部副本部長（社長室、管理本部担当）	2018年4月1日
生田 誠	取締役上席執行役員 グローバルビジネス統括本部副本部長兼グローバルビジネス業務本部長	取締役上席執行役員 グローバルビジネス統括本部長	2018年4月1日

②2018年4月1日付の取締役を除く役付執行役員は次のとおりであります。

上席執行役員	富田雄象
上席執行役員	甲斐昭二
上席執行役員	村本光正
上席執行役員	石井正一
上席執行役員	北隅賢一
上席執行役員	池田正俊
上席執行役員	森 孝広
上席執行役員	浅田陽彦

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る報酬等の額

区分	人数(名)	支給額(百万円)	摘要
取締役 (監査等委員を除く)	10	290	
取締役 (監査等委員)	6	58	(うち社外監査等委員3名 20百万円)
合計	16	349	

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。

2. 上記報酬等の額には、以下のものも含まれております。

- ①当事業年度に係る役員賞与及び役員賞与引当金総入額 46百万円 (監査等委員を除く取締役8名)。
- ②当事業年度に係る役員退職慰労引当金総入額 37百万円 (監査等委員を除く取締役8名 30百万円、監査等委員である取締役5名 6百万円 (社外監査等委員3名 2百万円含む))。
- 3. 上記のほか、2017年6月29日開催の第143期定時株主総会の決議に基づき、退任取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2名及び退任監査等委員である取締役1名に61百万円の役員退職慰労金を支給しております。
- 4. 支給人数には、当事業年度中の退任取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2名及び退任監査等委員である取締役1名が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

社外取締役監査等委員 小林敏郎氏、長島良成氏の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

当社は、社外取締役監査等委員 吉井重治氏の重要な兼職先である株式会社IP Bridge他2社と共同で、同氏の重要な兼職先であるプリントブルセンサー・コード技術研究組合を設立いたしました。

また、当社は、社外取締役監査等委員 吉井重治氏の重要な兼職先である一般社団法人環境アスリート協会に対して協賛金の支払実績があります。なお、一般社団法人環境アスリート協会への支払金額は直近事業年度において年間1,000万円以下であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 監査等委員	小林 敏郎	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全て、また監査等委員会14回のうち全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての財務、税務に関する専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 監査等委員	長島 良成	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全て、また監査等委員会14回のうち全てに出席いたしました。弁護士としての企業法務等に関する専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 監査等委員	吉井 重治	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、また監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

<ご参考>

- ・当社は、独自の「社外取締役の独立性判断基準」を策定しております。

「社外取締役の独立性判断基準」

当社は、当社の社外取締役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者と判断する。

1. 当社グループ関係者

当社グループ（注1）の業務執行者（注2）

当社グループの非業務執行取締役又は監査役

2. 取引先関係者

当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上の2%を超える取引先又はその業務執行者

当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上の2%を超える者又はその業務執行者

当社の主要な借入先（注3）またはその業務執行者

3. 寄付又は助成を行なっている関係者

当社から、直近事業年度において年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者

4. 株主関係

当社の現在の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者

5. 外部専門家等

当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員

上記①に該当しない公認会計士、弁護士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社から年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者

監査法人、法律事務所、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、その年間連結総売上高の2%を超える支払いを当社から受けた先に所属する者

6. 過去の該当者

過去に一度でも上記1に該当していた者

過去3年間のいずれかの時点において、上記2から5のいずれかに該当していた者

7. 近親者

上記1から6に掲げる者（重要な者（注4）に限る）の配偶者または二親等内の親族

- (注1) 当社グループとは、当社及び子会社を指す。
- (注2) 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人を指す。
- (注3) 主要な借入先とは、当社の株主総会招集通知に記載の主要借入先を指す。
- (注4) 重要な者とは、取締役、監査役、執行役員及び部長職以上の使用人又はそれらに準ずる者を指す。

IV 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

42百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

- (注) 1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制に関する助言業務及び公開支援業務等に係る助言業務に対し、対価を支払っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社（「I.企業集団の現況に関する事項」の（6）重要な子会社の状況に記載）のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

V 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、監査等委員会設置会社移行に伴い、2015年6月26日開催の取締役会において内容を一部改定しました。また、2016年5月13日開催の取締役会においても内容を一部改定しており、現在の基本方針は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、取締役が法令・定款および当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定め、当社およびグループへの周知徹底を図り、事業活動を推進する。
- ②コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「CSR委員会」を設置する。
- ③「CSR委員会」の下部組織として以下の委員会を設置する。
 - ・コンプライアンス委員会
 - ・リスク管理委員会
 - ・環境管理委員会
 - ・労働安全委員会
- ④コンプライアンスに反する違法行為を早期発見・是正するため内部通報窓口（内部・外部窓口）を設置し、内部通報制度を活用する。
- ⑤内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適法性・適正性および有効性について監査する。
- ⑥社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ①文書管理規程に基づき、次各号に定める文書を関連資料とともに保存する。
 - 1) 株主総会議事録
 - 2) 取締役会議事録
 - 3) 粟議書
 - 4) その他文書管理規程に定める文書
- ②情報の管理については「情報システム管理規程」に基づく管理体制と運用を推進し、機密情報および個人情報の取扱いと社内情報システムの利用についての適切な管理を行う。
- ③上記文書の保管の場所・方法は閲覧可能な場所および方法とし、その詳細は文書管理規程に定める。
- ④上記文書の保存期限は文書管理規程に定める。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制については、「リスク管理規程」に基づき、「CSR委員会」の下部組織として「リスク管理委員会」を設置し、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して、的確な管理・実践を可能とするとともに、利益阻害要因の除去・軽減に努める。
- ②経営に対して特に重大な影響を及ぼすと判断した際、「リスク管理規程」に基づき、対策委員会を設置し、危機の収束を図り、再発防止策を講じる。
- ③子会社については、「国内・海外事業管理規程」を定め、この規程に沿って所管部門等が適切に管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ②執行役員制度を導入し、経営の健全性、公正性を確保するとともに、経営の効率化、意思決定の迅速化を図り、取締役会の機能を強化する。

5. 当社の使用人および子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①「国際紙パルプ商事グループ企業行動指標」を制定し、企業活動の根本理念を明確にする。
- ②「国際紙パルプ商事グループ社員行動基準」を制定し、行動の際のガイドラインとする。
- ③コンプライアンスに係る内部通報窓口（内部・外部窓口）を設置し、書面やWEB、電子メールによって通報や相談ができる体制とする。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制システムを構築し、維持向上を図るために「財務報告統制委員会」を設置する。整備・運用状況の評価を継続的に行い、必要な是正措置を行う体制とする。

7. 当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ①「国際紙パルプ商事グループ社員行動基準」をもとにコンプライアンスや情報セキュリティーなど理念の統一を保つ。
- ②当社は、子会社ごとに当社の取締役から責任担当を決め、事業の統括的管理を行う。
- ③子会社ごとに当社から派遣された取締役または監査役は、業務・会計の状況を監督するとともに、当社に対し定期的に報告を行う。
- ④内部監査部門は、必要に応じて、当社および子会社の監査を実施し、その結果を社長に報告する。

8. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、監査補助の要員に対し、補助使用人として監査業務の補助を行うよう命令できる。

9. 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記の補助使用人の異動・処遇については、監査等委員会に同意を得る。

10. 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人が監査等委員に報告をするための体制

- ①監査等委員会が別途定める規程に従い、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人は、監査等委員に報告を行う体制とする。
- ②当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があるときは、適切な方法により遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ③内部監査部門は、監査結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告する。
- ④当社および子会社は、監査等委員に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人に周知徹底する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査等委員は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

12. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係わる方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

VI 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年6月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、ならびに、内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図りました。

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

1. コンプライアンス及びリスク管理の体制について

CSR委員会内に、コンプライアンス委員会ならびにリスク管理委員会を設置しており、当事業年度においては、コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス上の課題について協議しました。また、リスク管理委員会を2回開催し、情報セキュリティやBCM、その他リスク管理全般について協議しております。

2. 取締役の職務執行について

取締役は、取締役会規程や社内規程に基づき、法令及び定款に適合した職務執行を行っております。当事業年度において取締役会を18回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、業務執行取締役等で構成される経営委員会を39回開催し、経営の諸方針及び諸施策等につき、適切かつ迅速に審議、協議しております。

3. 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、国内・海外事業管理規程に基づき、その事業活動等に関する指導及び育成を行っております。また、重要事項については、当社の経営委員会等重要な会議での審議を行い、その遂行を承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備し、運用状況を確認しております。

4. 監査等委員の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を14回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営委員会等重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人ならびに経営監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

科目	第144期
	2018年3月31日現在
資産の部	
流動資産	142,438
現金及び預金	4,177
受取手形及び売掛金	105,692
電子記録債権	13,208
商品	17,511
繰延税金資産	477
その他	3,509
貸倒引当金	△2,139
固定資産	56,193
有形固定資産	24,878
建物及び構築物	6,339
機械装置及び運搬具	52
工具、器具及び備品	137
土地	18,197
リース資産	151
無形固定資産	3,196
のれん	727
ソフトウェア	2,453
その他	16
投資その他の資産	28,118
投資有価証券	26,250
長期貸付金	35
退職給付に係る資産	411
その他	2,282
貸倒引当金	△861
資産合計	198,632

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

科目	第144期
	2018年3月31日現在
負債の部	
流動負債	134,589
支払手形及び買掛金	84,158
電子記録債務	3,909
短期借入金	32,608
コマーシャル・ペーパー	8,000
未払法人税等	510
賞与引当金	892
役員賞与引当金	26
ポイント引当金	32
その他	4,451
固定負債	16,347
長期借入金	9,084
繰延税金負債	5,318
役員退職慰労引当金	225
退職給付に係る負債	148
その他	1,571
負債合計	150,937
純資産の部	
株主資本	39,509
資本金	3,442
資本剰余金	7,670
利益剰余金	28,549
自己株式	△153
その他の包括利益累計額	8,037
その他有価証券評価差額金	6,389
繰延ヘッジ損益	8
為替換算調整勘定	1,070
退職給付に係る調整累計額	569
非支配株主持分	148
純資産合計	47,694
負債純資産合計	198,632

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第144期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで		
売上高		377,714	
売上原価		355,706	
売上総利益		22,008	
販売費及び一般管理費		19,645	
営業利益		2,362	
営業外収益			
受取利息	469		
受取配当金	413		
貸倒引当金戻入額	174		
その他	305		1,363
営業外費用			
支払利息	443		
売上債権売却損	27		
持分法による投資損失	81		
その他	87		640
経常利益			3,086
特別利益			
固定資産売却益	619		
投資有価証券売却益	3		
その他	0		623
特別損失			
リース解約損	39		
投資有価証券評価損	14		
その他	16		71
税金等調整前当期純利益			3,639
法人税、住民税及び事業税		888	
法人税等調整額		298	
当期純利益		2,452	
非支配株主に帰属する当期純利益		18	
親会社株主に帰属する当期純利益		2,433	

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第144期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,442	7,670	26,648	△153	37,608
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△532		△532
親会社株主に帰属する当期純利益			2,433		2,433
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,901	△0	1,900
当期末残高	3,442	7,670	28,549	△153	39,509

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ益損	為替調整勘定	退職給付に係る調整累計額			
当期首残高	5,337	10	976	△4	116	44,044	
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当						△532	
親会社株主に帰属する当期純利益						2,433	
自己株式の取得						△0	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,052	△2	94	574	31	1,749	
連結会計年度中の変動額合計	1,052	△2	94	574	31	3,650	
当期末残高	6,389	8	1,070	569	148	47,694	

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科目	第144期 2018年3月31日現在
資産の部	
流動資産	115,535
現金及び預金	528
受取手形	13,248
売掛金	68,238
電子記録債権	13,970
商品	16,057
繰延税金資産	528
短期貸付金	952
未収入金	794
その他	1,453
貸倒引当金	△236
固定資産	54,523
有形固定資産	22,957
建物	5,992
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	103
土地	16,838
リース資産	23
無形固定資産	2,759
のれん	332
ソフトウエア	2,424
その他	2
投資その他の資産	28,805
投資有価証券	16,726
関係会社株式	9,837
関係会社出資金	752
長期貸付金	3
差入保証金	615
破産更生債権等	49
その他	960
貸倒引当金	△140
資産合計	170,058

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

科目	第144期 2018年3月31日現在
負債の部	
流動負債	109,321
支払手形	1,273
買掛金	72,013
電子記録債務	3,371
短期借入金	19,279
コマーシャル・ペーパー	8,000
未払金	2,537
未払費用	200
未払法人税等	435
預り金	61
賞与引当金	845
役員賞与引当金	25
ポイント引当金	32
関係会社事業損失引当金	137
その他	1,108
固定負債	15,909
長期借入金	8,785
繰延税金負債	4,802
役員退職慰労引当金	208
退職給付引当金	656
長期預り保証金	1,290
その他	165
負債合計	125,230
純資産の部	
株主資本	38,525
資本金	3,442
資本剰余金	7,668
資本準備金	1,160
その他資本剰余金	6,508
利益剰余金	27,568
利益準備金	669
その他利益剰余金	26,899
固定資産圧縮積立金	2,676
別途積立金	10,527
繰越利益剰余金	13,694
自己株式	△153
評価・換算差額等	6,302
その他有価証券評価差額金	6,294
繰延ヘッジ損益	8
純資産合計	44,828
負債純資産合計	170,058

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第144期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	
売上高		
商品売上高	309,702	
賃貸収入	1,234	
その他	20	
		310,957
売上原価		
商品売上原価	291,732	
賃貸原価	677	
		292,410
売上総利益		18,547
販売費及び一般管理費		16,453
営業利益		2,094
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	410	
貸倒引当金戻入額	62	
その他	384	
		863
営業外費用		
支払利息	166	
その他	83	
		250
経常利益		2,707
特別利益		
固定資産売却益	498	
投資有価証券売却益	3	
その他	0	
		501
特別損失		
固定資産除却損	12	
関係会社株式評価損	108	
その他	42	
		163
税引前当期純利益		3,046
法人税、住民税及び事業税		806
法人税等調整額		185
当期純利益		2,055

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第144期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	その他の資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			別途積立金
当期首残高	3,442	1,160		669	1,035	1,451	10,527
事業年度中の変動額					1,703		
固定資産圧縮積立金の積立					△62		
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,451	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩							
剩余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,640	△1,451	—
当期末残高	3,442	1,160	6,508	669	2,676	—	10,527

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益		
	その他利益剰余金						
当期首残高	12,361	△153	37,003	5,273	10	42,287	
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の積立	△1,703		—			—	
固定資産圧縮積立金の取崩	62		—			—	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	1,451		—			—	
剩余金の配当	△532		△532			△532	
当期純利益	2,055		2,055			2,055	
自己株式の取得		△0	△0			△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				1,020	△2	1,018	
事業年度中の変動額合計	1,333	△0	1,522	1,020	△2	2,541	
当期末残高	13,694	△153	38,525	6,294	8	44,828	

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

国際紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

2018年5月15日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蛭田清人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川政人	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、国際紙パルプ商事株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際紙パルプ商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

国際紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蛭田清人	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川政人	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、国際紙パルプ商事株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第144期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月17日

国際紙パルプ商事株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 龍谷俊則 ㊞

監査等委員（常勤） 中川裕二 ㊞

監査等委員 小林敏郎 ㊞

監査等委員 長島良成 ㊞

監査等委員 吉井重治 ㊞

（注）監査等委員小林敏郎氏、長島良成氏及び吉井重治氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メモ

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都中央区京橋1丁目10番7号

KPP八重洲ビル11階 AP東京八重洲通り会議室

交通 J R 線 | 「東京」駅八重洲中央口より徒歩6分

東京メトロ銀座線 | 「日本橋」駅より徒歩5分・「京橋」駅より徒歩4分

都 営 浅 草 線 | 「宝町」駅より徒歩4分



株主各位

第144期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

連結注記表

個別注記表

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

国際紙パルプ商事株式会社

「連結注記表」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款
第15条の規定に基づき、当社ホームページに記載することにより株主
の皆様に提供しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………18社

連結子会社名……………鳴海屋紙商事(株)、むさし野紙業(株)、大同紙販売(株)、九州紙商事(株)、(株)グリーン山愛、岡山紙商事(株)、ホウカンTOKYOビジネスサービス(株)、国紗襷紙漿紙張商貿（上海）有限公司、DAIEI AUSTRALASIA PTY LTD、DaiEi Papers (H.K.) Limited、DaiEi Papers (USA) Corp.、DAIEI PAPERS (S) PTE LTD、DAIEI PAPERS BRAZIL LTDA.、慶真紙業貿易（上海）有限公司、DAIEI PAPERS (S.A.) PTE LTD、DAIEI PAPERS (THAILAND) CO.,LTD.、DAIEI PAPERS (M) SDN.BHD.、KPP ASIA-PACIFIC PTE. LTD.

(2) 非連結子会社の名称……………KPPロジスティックス(株)、DaiEi Papers Korea Company Limited
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(3) 連結範囲の変更……………ホウカンTOKYOビジネスサービス(株)については当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めております。また、DPIC Biltube Private Limitedについては当連結会計年度において売却したため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数……………4社

持分法適用の関連会社名……………(株)グリーン藤川、グリーンリメイク(株)、MISSION SKY GROUP LIMITED、成都新国富包装材料有限公司

なお、アピカ(株)については当連結会計年度において売却したため、持分法の適用範囲から除いております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称……………KPPロジスティックス(株)、DaiEi Papers Korea Company Limited、桔梗屋洋紙(株)、(株)神奈川紙流通、Sam Rich Trading Company Limited、大阪紙共同倉庫(株)、(株)タカオカ、宮崎マルマン(株)、(株)新谷商店、(株)板橋紙流通センター

(持分法適用の対象から除いた理由)

上記の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち国紗禕紙漿紙張商貿（上海）有限公司、DAIEI AUSTRALASIA PTY LTD、DaiEi Papers (H.K.) Limited、DaiEi Papers (USA) Corp.、DAIEI PAPERS (S) PTE LTD、DAIEI PAPERS BRAZIL LTDA.、慶真紙業貿易（上海）有限公司、DAIEI PAPERS (S.A.) PTE LTD、DAIEI PAPERS (THAILAND) CO.,LTD及びDAIEI PAPERS (M) SDN.BHD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法（なお、ヘッジ取引については、ヘッジ会計によっております。）

③ たな卸資産……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………当社及び連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、（リース資産を除く）当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産……………当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……………主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………当社及び一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………当社及び一部の連結子会社は、役員（役付執行役員含む）に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………当社及び一部の連結子会社は、役員（役付執行役員含む）の退職慰労金の支出に備えるため、会社の内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ ポイント引当金……………ecom（古紙リサイクルポイントシステム）による古紙回収に応じて付与したポイントの利用によるリサイクルクーポン券交換費用に備えるため、未使用的ポイント残高に対して将来使用されると見込まれるポイントに応じた金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、原則として5年間で均等償却しておりますが、金額に重要性が乏しい場合は、発生連結会計年度に一時償却しております。

なお、2013年1月1日の住商紙パルプ㈱との合併により生じたのれんについては10年間、2015年4月4日の岡山紙商事㈱の事業譲受により生じたのれんについては12年間で均等償却しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- a 退職給付見込額の期間・・・退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- b 数理計算上の差異及び・・・過去勤務費用は、全額発生時の損益として計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- c 小規模企業等における・・・一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------------------|----------|
| 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,137百万円 |
| 3. 保証債務
関係会社の銀行借入金等に対する保証債務 | |
| DaiEi Papers Korea Company Limited | 280百万円 |
| Sam Rich Trading Company Limited | 4百万円 |
| 4. 受取手形割引高 | 19百万円 |
| 5. 債権流動化に伴う買戻義務 | 1,370百万円 |

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	67,027	—	—	67,027
合計	67,027	—	—	67,027
自己株式				
普通株式	439	0	—	439
合計	439	0	—	439

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数は、全て単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2017年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 株式の種類 | 普通株式 |
| ② 配当金の総額 | 532百万円 |
| ③ 1株当たり配当額 | 8円 |
| ④ 基準日 | 2017年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2017年6月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2018年6月28日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

- | | |
|------------|------------|
| ① 株式の種類 | 普通株式 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 配当金の総額 | 532百万円 |
| ④ 1株当たり配当額 | 8円 |
| ⑤ 基準日 | 2018年3月31日 |
| ⑥ 効力発生日 | 2018年6月29日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 334,000株

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用についてはそのほとんどが短期的な預金等であり、また、資金調達については銀行借入、受取手形及び売掛金の債権流動化による方針であります。デリバティブは、外貨建売上債権・仕入債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外での事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,177	4,177	—
(2) 受取手形及び売掛金	103,566	103,566	—
(3) 電子記録債権	13,195	13,195	—
(4) 投資有価証券	19,621	19,621	—
資産計	140,560	140,560	—
(5) 支払手形及び買掛金	84,158	84,158	—
(6) 電子記録債務	3,909	3,909	—
(7) 短期借入金	32,608	32,595	△13
(8) コマーシャル・ペーパー	8,000	8,000	—
(9) 長期借入金	9,084	9,044	△40
負債計	137,761	137,707	△53
デリバティブ取引（＊）	11	11	—

（＊） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

- (5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期借入金のうち1年内返済予定の長期借入金については、(9)長期借入金を参照下さい。

(9) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一緒にとして処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

為替予約取引によるものであり、時価は先物為替相場によっております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額6,628百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

V. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸住宅、賃貸倉庫等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
16,245	23,816

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

VI. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 714円05銭
2. 1株当たり当期純利益 36円55銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法（なお、ヘッジ取引については、ヘッジ会計によっております。）

(3) たな卸資産……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員（役付執行役員含む）に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、全額発生時の損益として計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均勤続期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表上の扱いが連結貸借対照表と異なります。
- (5) 役員退職慰労引当金……………役員（役付執行役員含む）の退職慰労金の支出に備えるため、会社の内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) ポイント引当金……………ecom（古紙リサイクルポイントシステム）による古紙回収に応じて付与したポイントの利用によるリサイクルクーポン券交換費用に備えるため、未使用的ポイント残高に対して将来使用されると見込まれるポイントに応じた金額を計上しております。
- (7) 関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、当社が負担することとなる損失額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。	
2. 有形固定資産の減価償却累計額	5,723百万円
3. 保証債務	
関係会社の銀行借入金等に対する債務保証額	
慶真紙業貿易（上海）有限公司	10,319百万円
DaiEi Papers (H.K.) Limited	9,635百万円
DaiEi Papers Korea Company Limited	280百万円
DAIEI PAPERS (S) PTE LTD	106百万円
DAIEI AUSTRALASIA PTY LTD	24百万円
DaiEi Papers (USA) Corp.	19百万円
Sam Rich Trading Company Limited	4百万円
計	20,390百万円
4. 債権流動化に伴う買戻義務	1,370百万円
5. 関係会社に対する短期金銭債権	4,594百万円
関係会社に対する短期金銭債務	373百万円

III. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

商品売上高	9,743百万円
賃貸収入	9百万円
商品仕入高及び営業費用	4,329百万円
営業取引以外の取引高	151百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	439	0	－	439
合計	439	0	－	439

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数は、全て単元未満株式の買取りによる増加であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金関連	760百万円
関係会社出資金評価損	494百万円
投資有価証券評価損	408百万円
関係会社株式評価損	482百万円
賞与引当金	258百万円
ソフトウェア	145百万円
貸倒引当金	115百万円
退職給付信託運用収益	182百万円
その他	548百万円
繰延税金資産小計	3,396百万円
評価性引当額	△1,091百万円
繰延税金資産合計	2,305百万円

繰延税金負債

合併による土地評価益	△2,090百万円
その他有価証券評価差額金	△2,254百万円
固定資産圧縮積立金	△1,505百万円
株式信託評価益	△542百万円
合併による投資有価証券評価益	△117百万円
その他	△69百万円
繰延税金負債合計	△6,579百万円
繰延税金負債の純額	△4,274百万円

VII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の又は職業	議決権等の(被所有)割合(%)	関連当事者関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主株主	日製紙(株)	東京都区	104,873	紙類販賣	(被所有) 直接 10.1 間接 0.0	同社商品の購入	紙類の購入	33,491	買掛金	9,084

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の購入については、安定供給を基盤に納期、デリバリー、品質等のニーズを判断材料として発注先を決定しております。また、価格については、実勢価格を基に発注先と価格交渉の上決定しております。

2. 子会社等

類種	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の又は職業	議決権等の(被所有)割合(%)	関連当事者関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	慶真紙業貿易(上海)有限公司	中華人民共和国(上海市)	千U.S.\$ 1,000	紙パルプ等卸売事業	(所有) 直接 85.0	債務保証	債務保証	10,319	—	—
	Dai Ei Papers (H.K.) Limited	CAUSEWAY BAY HONG KONG	千H.K.\$ 1,000	紙パルプ等卸売事業	(所有) 直接 100.0	債務保証	債務保証	9,635	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれおりません。

2. 債務保証については、金融機関からの借入等について行ったものであります。

3. 兄弟会社等

種類	会社等 名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の又は 内職業	議決権等の 所 (被所有) 割合(%)	関連当事者 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 会社の 子会社	王子 製紙(株)	東京都 中央区	350	紙類 製造販売	—	同社商品の購入	紙類の 購入	55,222	買掛金	15,861
	王子 エフテック ス(株)	東京都 中央区	350	紙類 製造販売	(被所有) 直接 0.5	同社商品の購入	紙類の 購入	11,221	買掛金	3,661
	王子 マテリア(株)	東京都 中央区	600	紙類 製造販売	—	同社商品の購入	紙類の 購入	25,833	買掛金	8,040
	王子イマー ジングメデ イア(株)	東京都 中央区	350	紙類 製造販売	—	同社商品の購入	紙類の 購入	12,769	買掛金	4,019
	王子 物流(株)	東京都 中央区	1,434	倉庫・運 送事業 他	(被所有) 直接 0.6	商品の保管及び 配送	不動産の 売却 固定資 産売却 益	540 497	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の購入については、安定供給を基盤に納期、デリバリー、品質等のニーズを判断材料として発注先を決定しております。また、価格については、実勢価格を基に発注先と価格交渉の上決定しております。

不動産の取引価額については、市場価格等を勘案して、一般取引条件と同様に価格を決定しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- 1. 1株当たり純資産額 673円23銭
- 2. 1株当たり当期純利益 30円87銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。